令和6年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 キノシタ ヨシオ 明·大·昭 平·令 (フリガナ) あなたの生年月日 所轄税務署長等 56年9月21日 給与の支払者 GRAPE株式会社 従たる給与につ の名称(氏名) あなたの氏名 いての扶養控除 木下 喜雄 喜雄 世帯主の氏名 木下 北沢 等申告書の提出 ※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。 記載のしかたはこちら 給与の支払者 提出している場合 税務署長 あなたの個人番号 あなたとの続柄 本人 には、〇印を付け てください。 の法人(個人)番号 3 | 0 | 1 | 0 | 9 | 0 | 1 | 0 | 4 | 9 | 7 | 8 | 4 * * * * * * | * | * * | * | * | * 世田谷区 (郵便番号 155 - 0031 東京都世田谷区北沢 給与の支払者 あなたの住所 配偶者 (角・無 東京都世田谷区北沢4-15-8 の有無 又は居所 の所在地(住所) 2-11-15 ミカン下北A街区4F 市区町村長 あなたに源泉控除対象配偶者、 障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、 あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません 番 묶 老人扶養親族 異動月日及び事由 非居住者である親族 フリガナ) (昭30.1.1以前生) 令和6年中の 区分等 住所又は居所 令和6年中に異動があった 所得の見積額 0 0 氏 名 特定扶養親族 場合に記載してください あなたとの続柄 生 年 月 日 **こ**出こるこるこ (平14.1.2生~平18.1.1生 生計を一にする事実 (以下同じです。)。 **の**すの人のもの (該当する場合は〇印を付けてください。 の申告書の記載に当たっ の申告書は、2か所以上 人がいない人も提出する の申告書は、2か所以上 の申告書は、源泉控除対 ものです。 源泉控除 A 対象配偶者 明·大 昭·平 書の記載に当たって、 2か所以上から給与っ 2かできません。 2かができません。 に当たって、 にができません。 に対象配偶者 (注1) □16歳以上30歳未満又は70歳以上 □留学 \Box 同居老親等 その他 明·大 昭·平 38万円以上の支払 □ 特定扶養親族 た □16歳以上30歳未満又は70歳以上 同居老親等 る П その他]障害者 給 38万円以上の支払 明·大 昭·平 □ 特定扶養親族 控除対象 与 か B扶養親族 □16歳以上30歳未満又は70歳以上 裏面の 同居老親等 Ħ その他 (16歳以上) のり □障害者 の支払を受けている場合ります。 障害者に該当する同 明·大 昭·平 □38万円以上の支払 (平21.1.1以前生) □ 特定扶養親族 7 除 □16歳以上30歳未満又は70歳以上 同居老親等 を Π その他 □障害者 受 由 明・大 □38万円以上の支払 正につ □ 特定扶養親族 け る 障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の⑧をお読みください。) | 異動月日及び事由 る場合には、 該当者 □ 障害者 本 扶養親族 □寡 いてのご注意」 区分 配偶者(注2 一生計配偶者及び扶養親族に該当す 障害者、寡婦 般の隨害者 (刈□ひとり親 Cひとり親又は 特別障害者 □勤労学生 その 勤労学生 (注) 1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の 支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和6年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 同居特別障害者 等をお読みください うち 2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和6年中の トの該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください 所得の見積額が48万円以下の人をいいます。 Ó 1 控 除 を 受け る 他 の所得 者 あなたとの 氏 名 生年月日 住所又は居 異動月日及び事由 氏 名 あなたとの続柄 住所又は居所 他の所得者が 明・大・昭 D 控除を受ける しか提 扶養親族等 明・大・昭 ○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。 ガナ 控除対象外国外扶養親族 令和6年中の 番 뭉 生. 年月日 異動月日及び事由 個 住所又は居所 の続杯 (該当する場合はO印を付けてください。) 所得の見稽額(※) ※ 「令和6年中の 16歳未満の キノシタ トモカ 所得の見積額」欄 子 $25 \cdot 10 \cdot 16$ 円 扶養親族 には、退職所得を 木下 朋香 除いた所得の見積 (平21.1.2以後生) 額を記載します。 円

あなたとの 続 桐

生

平•令

明·大·昭

年 月 日

住所又は居所

□配偶者

□30歳未満又は70歳以上 □留学

□障害者 □38万円以上の支払

(フリガナ

退職手当等を有する

配偶者・扶養親族

個

番

뭉

あなたの給与につ いて扶養控除、 障害者控除などの控除を受けるために提出す

寡婦又はひとり業

□ ひとり親

□ 寡婦

異動月日及び事由

□ 一般

円 口特 別

非居住者である親族 令和6年中の障害者

該当する項目にチェックを付けてください。) 所得の見積額(※) 区

1 申告についてのご注意

- この申告書は、令和6年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。 この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動
- (3) 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受ける給与だけでは源泉控除対象配偶者について控除を受ける配偶者(特別) 控除や扶養控除、障害者等の控除の全額が控除しきれない場合には、源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族を分けて他の給与 の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出することができます。
- (4) 年末調整において、基礎控除又は配偶者(特別)控除の適用を受ける場合には、所要の事項を記載した「給与所得者の基礎控除 申告書」又は「給与所得者の配偶者控除等申告書」を作成し、令和6年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに給与の支払者 に提出する必要があります。

2 記載についてのご注意

- (1) 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族、年齢16歳未満 の扶養親族又は退職手当等を有する配偶者・扶養親族のマイナンバー(個人番号)を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー(個人番号)の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- (2) 「給与の支払者の法人(個人)番号」欄には、この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又はマイナンバー
- で(個人番号)を記載してください。 (3) 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払 者から受ける給与をいいます
- (4) 控除対象扶養親族が同居老親等である場合には、「老人扶養親族」欄の「同居老親等」に、同居老親等以外の老人扶養親族であ るときは「その他」にチェックを付けてください。
- また、控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合には、「特定扶養親族」欄にチェックを付けてください。 「令和6年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記入してください。この場合、所得の種 類が給与である場合には、収入金額から給与所得控除額(例えば収入金額が161万9千円未満の場合には55万円(収入金額を限 度とします。))を差し引いた金額が給与の所得の金額となります
- なお、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の 配当等などについては、源泉控除対象配偶者や扶養親族等の判定の基礎となる所得には含まれません。
- (6) 源泉控除対象配偶者が非居住者(由)である場合には、「非居住者である親族」欄に〇印を付けてください。また、控除対象扶養 親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合には、「非居住者である親族」欄の 「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、その非居住者の年齢が30歳以上70歳未満で一定の要件を満たすり 記4⑤ロ(ハ)に該当する人)である場合には、「非居住者である親族」欄の「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該 当する項目にチェックを付けてください(2以上の項目に該当する場合、いずれか1つにチェックを付けてください。).
 - 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない人をいいます。 なお、非居住者である親族について、扶養控除等の適用を受けようとする場合の手続等の詳細は、国税庁ホームページの「国
 - 外居住親族に係る扶養控除等の適用について」をご覧ください。
- 「生計を一にする事実」欄には、控除対象扶養親族が非居住者である場合に、年末調整時に、令和6年中にその親族に送金等を した金額の合計額を記載してく
- (8) 「障害者又は勤労学生の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。
- 障害者(特別障害者)……障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(障害の等級)など の障害者(特別障害者)に該当する事実。その人が同一生計配偶者又は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名(特別障害 者であるときは同居の有無)、マイナンバー(個人番号)(注)、住所又は居所、生年月日、あなたとの続柄及び令和6年中の所得の見積額(これらの事項のうち「源泉控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「住民税に関する事項」欄に記載して いる事項については、氏名を除き、記載を省略できます。)
- また、当該同一生計配偶者又は扶養親族が非居住者である場合には、その旨及び令和6年中にその同一生計配偶者又は扶養 親族に送金等をした金額の合計額(送金等をした金額の合計額は、年末調整時に記載します。)
- (注) 一定の要件の下、マイナンバー(個人番号)の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- ロ 勤労学生……学校名と入学年月日及び令和6年中の所得の種類とその見積額 (注) 寡婦又はひとり親に該当する人については、この欄の記載を要しません。
- (9) あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、あなたの状養親族等(控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者である同一生計配偶者若しくは年齢16歳未満の扶養親族をいいます。)を他の所得者の扶養親族等としたり、また、その生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に記載し
- (10) 「住民税に関する事項」欄は、①扶養親族のうち年齢16歳未満の人を有する場合及び②退職手当等(源泉徴収されるものに限り ます。以下(10)において同じです。)の支払を受ける配偶者(退職所得を除く所得の見積額が133万円以下である人に限ります。)又 は扶養親族を有する場合並びに③寡婦又はひとり親に該当する場合(退職手当等の支払を受ける扶養親族を有する場合に限りま す。)に記載してください(住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には退職所得の金額は含めないこととされていま す。)。また、「控除対象外国外扶養親族」欄又は「非居住者である親族」欄を記載した場合には、下記3(2)の(注)1から4の確認書類を令和7年3月17日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。なお、表面の二次元コード を読み取ることで、詳しい記載のしかた等をご覧になれます。「住民税に関する事項」欄について、ご不明な点などがありましたら、 お住まいの市区町村へお尋ねください。

3 添付書類

- (1) 年の中途で就職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年の中途で従たる給与を主 たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与支払者から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。
- (2) 以下に掲げる親族が非居住者である場合には、その親族に係る「親族関係書類」(注1.5) を添付してください。 また、その親族を控除対象扶養親族として、「非居住者である親族」欄の項目のうち「留学」にチェックを付けた場合には、そ の親族に係る「親族関係書類」に加えて「留学ビザ等書類」(註2.5)も添付してください。
 - 扶養控除又は障害者控除の適用を受ける扶養親族
- ロ 源泉控除対象配偶者である配偶者
- 「除水注性外外乳貼時間を受ける同一生計配偶者 か、障害者控除の適用を受ける同一生計配偶者 さらに、年末調整において、上記イ又は小に該当する親族について扶養控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、令和6 年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに、その親族と生計を一にする事実(送金額等)を記載した扶養控除等申告書を別 途作成し、「送金関係書類」(88.8)(その親族を控除対象扶養親族として、「非居住者である親族」欄の項目のうち「38万円以上の 速作成し、「透電倒除書類」(EA、3) (ての税族を控除対象状食税族として、「非店性有じのの税族」禰の場口の1つの1の1の 支払」にチェックを付けた場合には、「38万円送金書類」(EA、3) を旅付した上で提出するか、あるいはこの申告書の「生計を一 にする事実」欄又は「障害者又は勤労学生の内容」欄に歩金額等を追記し、「送金関係書類(その親族を控除対象扶養親族として、「非 居住者である親族」欄の項目のうち「38万円以上の支払」にチェックを付けた場合には、「38万円送金書類」)を添付した上で提 ださい(上記口に該当する配偶者について配偶者(特別)控除の適用を受ける場合には、その配偶者と生計を一にする 事実を記載した「給与所得者の配偶者控除等申告書」に「送金関係書類」を添付し提出する必要があります。)。
- (注) 1 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの親族であることを証するものをいい

 - ます。 ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券 (パスポート) の写し ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類 (その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があ 外国政府文は外国の地方公共団体が発行した書類(その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに
 - 2 「留学ビザ等書類」とは、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者 が外国における留学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなく くなった旨を証するものをいいます。

- ① 外国における査証(ビザ)に類する書類の写し
- ② 外国における在留カードに相当する書類の写し
- 3 「送金関係書類」とは、次の書類であなたがその非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要 の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。
- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたからその親族に支払をしたことを明ら かにする書類
- ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示して その親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をあなたから受領したことを明らかにする 書類
- ③ 電子決済手段等取引業者(電子決済手段を発行する一定の銀行等又は資金移動業者を含みます。)の書類又はその写しで、 その電子決済手段等取引業者が行う電子決済手段の移転によりあなたからその親族に支払をしたことを明らかにする書類
- 4 「38万円送金書類」とは、「送金関係書類」のうち、あなたからその非居住者である親族各人への令和6年中における 生活費又は教育費に充てるための支払の金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。
- 5 「親族関係書類」、「留学ビザ等書類」、「送金関係書類」又は「38万円送金書類」が外国語により作成されている場合には、 訳文も添付する必要があります。
- (3) あなたが、勤労学生である場合(専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生の場合に限ります。)には、文部科学大 臣又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。

4 扶養親族等の範囲

【①同一生計配偶者】 所得者(この申告書を提出する人をいいます。) と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支 払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和6年中の所得の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の 収入金額が103万円以下)の人

【②控除対象配偶者】 ①の同一生計配偶者のうち、令和6年中の所得の見積額が1,000万円以下である所得者の配偶者

【③源泉控除対象配偶者】 所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。) と生計を一にする配偶者(青色 事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和6年中の所得の見積額が95万円以下(給与 所得だけの場合は、給与の収入金額が150万円以下)の人

(注) 夫婦の双方がお互いに源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

【④扶養親族】 所得者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除き ます。)、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、令和6年中の所得の見積額が48万円以下の人

【⑤控除対象扶養親族】 ④の扶養親族のうち、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に該当する人

- イ 扶養親族が居住者の場合 年齢16歳以上の人(平成21年1月1日以前に生まれた人) ロ 扶養親族が非居住者の場合 次のいずれかに該当する人
- 年齢16歳以上30歳未満の人(平成7年1月2日から平成21年1月1日までの間に生まれた人)
- 年齢70歳以上の人(昭和30年1月1日以前に生まれた人)
- 年齢30歳以上70歳未満の人(昭和30年1月2日から平成7年1月1日までの間に生まれた人)のうち、「留学により国 内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和6年中において生活費又は教育費に充てるための 支払を38万円以上受けている人」

【⑥特定扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(平成14年1月2日から平成18年1月1日ま での間に生まれた人)

【⑦老人扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人(昭和30年1月1日以前に生まれた人)

【⑧同居老親等】 ⑦の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を 常況としている人

【⑨障害者(特別障害者)】 所得者本人又はその①の同一生計配偶者や④の扶養親族で、次のいずれかに該当する人

- 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人……全て特別障害者になります
- ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人……このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者にな ります
- ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人……このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。
- 二 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人……このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別 障害者になります。
- ホ 戦傷病者手帳の交付を受けている人……このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの 人は、特別障害者になります。
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人……全て特別障害者になります。
- 常に就床を要し、複雑な介護を要する人……全て特別障害者になります。
- チ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人(昭和35年1月1日以前に生まれた人)で、市町村長、特別区の区長や福祉 事務所長からイ、ロ又は二に準ずる障害があると認定されている人……このうち、イ、ロ又は二の特別障害者と同程度の障 害がある人は、特別障害者になります。

【⑩同居特別障害者】 ①の同一生計配偶者又は④の扶養親族のうち特別障害者で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一に するその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人

【⑪寡婦】 所得者本人で、次のいずれかに該当する人のうち、令和6年中の所得の見積額が500万円以下(給与所得だけの場合は、 給与の収入金額が6,777,778円以下)、かつ、その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人(⑫のひ とり親に該当する人を除きます。)

- イ 夫と離婚した後婚姻をしていない人で、④の扶養親族を有する人
- ロ 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人
- 【⑫ひとり親】 所得者本人で、次の全てに該当する人のうち、令和6年中の所得の見積額が500万円以下、かつ、その所得者と 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人
- 現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない人 その所得者と生計を一にする子(他の人の①の同一生計配偶者又は④の扶養親族とされている者を除き、令和6年中の総所 得金額等の見積額が48万円以下の子に限ります。)を有する人

【① 勤労学生】 所得者本人で、次の全てに該当する人

- 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を 受ける訓練生であること。
- ロ 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得(以下「給与所得等」といいます。)があること 令和6年中の所得の見積額が75万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が130万円以下)であって、そのうち給 与所得等以外の所得が10万円以下であること。

保

令和5年分給与所得者の保険料控除申告書

	給与の支払者の	GRAPE株式会社	(フリガナ)	キノシタ ヨシオ	記載のしかたはこちら
	名 称 (氏 名)	※この申告書の提出を受けた絵与の支払者(個人を除きます。)が記載してください。	あなたの氏名	木下 喜雄	
北沢	給与の支払者の 法 人 番 号	3 0 1 0 9 0 1 0 4 9 7 8 4	あなたの住所	 東京都世田谷区北沢4-15-8	
	給与の支払者の 所在地(住所)	東京都世田谷区北沢 2-11-15 ミカン下北A街区4F	又は居所	未承都世山行△北/(+ 15 0	

		,,				/= =	A 6464	保険期間	/= nA	t to	保険金	笙の戸	5 H 7 1	新・旧	あなたが本	年中に支払った	給与の						保	険 等	手 の	地震保険料	りなたが本年中に支払っ	かたお与の
		仔			上等		食等の ギ	又 は 年金支払	保険			サッス	がなたとの	0		金額(分配を受け の控除後の金額)	支払者の				保険等		保険等の	内 者 の D対象となった		X/JIDIX#II	R険料等のうち、左欄のE C係る金額(分配を受けた	-/
		0		名	称	種	類	期間	契約す	当の氏名	氏	名	続 柄	区分		(a)	確 認		の	名 称	種類(目的	J) 期 間	列屋等に 利用して	居住又は家財 ている者等の氏	fを と の R名 続 柄	区分	:係る金額(分配を受けた 余金等の控除後の金 (A)	確 認
														新・旧	(a)	円										地 震		円
	ńл	- - L												新·旧	(a)			地								旧長期		
	般の													新・旧	(a)			震								地震		
	生													新・旧	(a)			保								旧長期		
	命										ļ.,	(最高40,00	0円)	利・旧		(最高4)	0,000円)	険								111 12 791		
	保		a) のう 等 の金							式 I (新保険 計算した金額				計 (()+(2)	3		料	(A) 0)	うち地震	保険料の金	額の合	計額				B	Щ
	険	Ì					円	44-97127	-1 (180)	THE CITY		(最高50,00	円 円				円	控	(1)	さた 旧屋	期損害保	全生しのな	、 ケース	△卦妬			©	1,
生	料		a) のう 等 の金							式 Ⅱ(旧保険 計算した金額	1(9)		m		かいずれい 金額	1		除	(1) (7)			(最高50, (as A short /	A = 1 to		5,000円)
	介	┸					円						円		(a)	<u> </u>	円)の : 額	(取同)(), (+ 10,	000円を超	の金額える場合は		3, 000 <u>m</u>
命	護										-				(a)				地震保	険料	. 1112		円,) (©:	$\times 1/2 + 5$	5,000円) 「	※)
保																			控除	額						=	(最高50,00	WH)
除	療保														(a)													
	除	.	a) の金	額の合調	·箱 C								の金額を下の			(最高40), 000円)	社		会保険 種 類		支払先 名 称	· 🗀			こなっている	1, 2, 10, 10	
料	料	ł È	u, ., <u></u>	вуст Ц в	T BAC		円					料	等用) に当て	はめて計算			円	会	- 0)	性 類	()	有 例	`	氏	名	あなたとの	続柄がつた休阪	円
控	個]									支払開始日			新·旧	(a)	円		保险										1 1
除	人										支払開始日			新·旧	(a)			険 料										
PAIN	年	:												新·旧	(a)			控										
	金	È /	a) のう	<u>}_</u>	2 华3			Dの会類	 た下の 計質	式 I (新保険	支払開始日	最高40,00	0円)			(最高40), 000円)	除			É	計	(控除	額)				円
	保		等 の金				円			計算した金額	4		円	計 (@	0+(5)	6	円	小				種	類	i i			あなたが本	年中に支
	険	1	a) のう	ち旧保防	半		, -	Eの金額	 を下の 計算	式 Ⅱ(旧保険	: I	(最高50,00		(5) と (6)	のいずれ		, ,	規						•	II stadou t		払った掛金	金の金額四
	料		等の金				円			計算した金額			円		い金額	0	円	模企	独	立 行 政 沿	5人中小台	※ 乗 基 幣	を整備	機構の	共済契約	りの掛金		
			計	算 式	I (新	保険	料等月	月)※		i	計算式Ⅱ	旧保隆	食料等月	月)※		生命保険		業共	確	定拠出	年金法に	規定す	トる 企	業型 年	金加入	者掛金		
	- 00	0.0	A,C		金額	+_		の計算す	ţ.		はEの金額			の計算式	. 4	計(分+ (最高120		済等	確	定拠出	年金法に	規定す	トる個	人型年	金加入	者掛金		
	_		00円以 01円か		 0円まで		C又はDo C又はD)		0,000円	25,000円以25,001円式	<u>4 F</u> 3ら50, 000円 a		B又はEの B又はE)		2,500円			掛	心	身障害	者扶養	共 済 制	度に	関する	る契約	の掛金		
	_				0月まで 0円まで		C又はD)				<u>歩</u> 100,000円		B又はE)					金控			^	∌ I. /	/ +#: F\	- 佐百)				
	80	0, 0	01円以	上		一律	型に40,000)円		100,001円	以上	_	−律に50,0	000円			円	除			合	計 ((控除	領丿				Ħ

[※] 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

生

命

保

険

料

震

保

険

| 本

年

月

31

H

等

○ 控除の対象となる保険料の範囲等と添付書類について

料や掛金をいいます。

控除の対象となる保険料の範囲等 生命保険料控除の対象となる生命保険料とは、一定の生命保険契約等 (年金を給付する定めのあるものを含みます。)、あるいは疾病若しくは 身体の傷害により入院して医療費を支払ったことなどに基因して保険金 が支払われる一定の保険契約に基づき、あなたが本年中に支払った保険

なお、控除の対象となる保険料や掛金は、保険契約等の内容や契約締結日などによって次のように区分されますから、生命保険会社等が発行した証明書類などによって、控除の対象となるものかどうかと各保険料の区分を確認し、保険料の区分ごとに所定の欄に記入してください。

	契約締	結日
	平成23年12月31日	平成24年1月1日
	以前(旧保険料等)	以後 (新保険料等)
一般の生命保険料	旧生命保険料	新生命保険料
介護医療保険料	_	介護医療保険料
個人年金保険料	旧個人年金保険料	新個人年金保険料

- (注) 1 生命保険料控除額は、「一般の生命保険料」と「介護医療保険料」、「個人年金保険料」を区分し、それぞれ表面の計算式に基づき算出した各控除額を合計した金額(最高 120,000円)となります。
 - 2 「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」について、「新・旧の区分」欄の記載に当たっては、新保険料等か旧保険料等かに応じて、いずれか一方を○で囲んでください。
 - 3 「一般の生命保険料」又は「介護医療保険料」の対象となる 保険契約等は、その契約等に基づく保険金等の受取人の全てを あなた又はあなたの配偶者その他の親族とするものに限りま す。

また、「個人年金保険料」の対象となる保険契約等は、その契約に基づく年金の受取人をあなた又はあなたの配偶者が生存している場合には、そのいずれかとするものに限ります。

地震保険料控除の対象となる地震保険料とは、あなた又はあなたと生 計を一にする親族の家屋で常時その居住の用に供しているものや、これ ちの人の生活に通常必要な家財を保険又は共済の目的とし、かつ、地震 なお、保険料 若しくは暗水又はこれらによる建波を直接又は間接の原因とする火災。

損壊、埋没又は流失による損害(以下「地震等損害」といいます。)によりこれらの資産について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に基づき、あなたが本年中に支払った保険料や掛金のうち地震等損害部分の保険料や掛金(以下「地震保険料」といいます。)をいいます。

また、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(注1)に基づいてあなたが本年中に支払った保険料や掛金(以下「旧長期損害保険料」といいます。)については、地震保険料控除の対象とすることができます。

ただし、一つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等と長期損害保険契約等のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。

なお、控除対象となる地震保険料の金額又は旧長期損害保険料の金額 については、損害保険会社等が発行した証明書類などによって確認して ください。

添付書類(※)

生命保険会社等が発行した 証明書類

なお、一般の生命保険料のうち旧生命保険料にあっては一 契約の保険料(分配を受けた刺 余金、割戻金を差し引いた残 額が9,000円を超えるものについて、また、旧生命保険料以 外の保険料にあっては金額の 多少にかかわらず全てのもの について必要です。

また、勤務先を対象とする団体特約により払い込んだ生命 特約により払い込んだ生命 に記載した「あなたが本年中に 支払った保険料等の金額」、「保 険金等の受取人」などに誤りが ないことについて、勤務先の代 表者又はその代理人の確認を 受けたときは、証明書類を添付 する必要はありません。

損害保険会社等が発行した 証明書類

なお、保険料の金額の多少に かかわらず全てのものについ て必要です。

また、団体特約により損害保険料を払い込んだ場合の取扱いは、生命保険料と同様です。

	控除の対象となる保険料の範囲等	添付書類(※)
也喪呆倹料等	(注) 1 平成18年度の税制改正前の所得税法第77条第1項に規定する損害保険契約等のうち、保険期間又は共済期間の満了後に満期返戻金を支払う旨の特約のある契約等でこれらの期間が10年以上のものであり、かつ、平成19年1月1日以後に契約の変更をしていないものに限るものとし、その契約等の保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後であるものを除きます。 2 「地震保険料又は旧長期損害保険料の区分」欄の記載に当たっては、地震保険料か旧長期損害保険料かに応じて、いずれか一方を○で囲んでください。	
社会保険料	あなた又はあなたと生計を一にする親族が負担することになっている次のような保険料で、あなたが本年中に支払ったものが控除の対象となります。 ① 国民健康保険の保険料や国民健康保険税 ② 健康保険、厚生年金保険や船員保険の保険料(任意継続被保険者の負担すべき分を含みます。) ③ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料(後期高齢者医療制度の保険料) ④ 介護保険法の規定による介護保険の保険料 ⑤ 国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金 ⑥ 農業者年金の保険料や雇用保険の労働保険料など (注) 1 給与から差し引かれた社会保険料は、改めてこの申告書によって申告するまでもなく控除の対象とされますから、記載する必要はありません。 2 記載に当たっては、未払のものや1年超の前納(法令の規定に基づく一定の前納を除きます。)のものを含めていないかご確認ください。	左記⑤の保険料又は掛金Iついては、厚生労働省又は各民年金基金が発行した証明計類 ⑤以外については、証明書券を添付する必要はありません。
小規模企業共済等掛金	あなたが本年中に支払った次に掲げる掛金が控除の対象となります。 ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構と締結した共済契約(旧第2種共済契約を除きます。)に基づく掛金 ② 確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金 ③ 確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金 ④ 地方公共団体が条例の規定により精神又は身体に障害がある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度で一定の要件に該当する契約に基づく掛金 (注) 給与から差し引かれた小規模企業共済等掛金は、改めてこの申告書によって申告するまでもなく控除の対象とされますから、記載する必要はありません。	会、地方公共団体が発行した。 明書類 なお、掛金の金額の多少にかわらず全てのものについて

※ 保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により給与の支払者に提供する場合には、この保険料控除申告書に添付すべき証明書類の提出又は提示に代えて、その証明書類に記載されるべき事項を電磁的方法により給与の支払者に提供することができます。

この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください

0

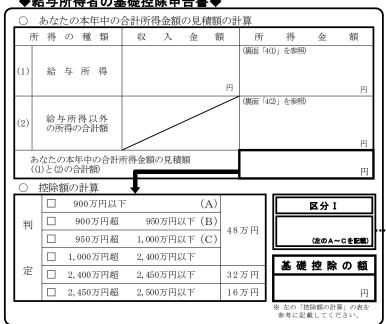
令和 5 年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

12.11	1 0 1 7 3	4H J 17		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
所轄税務署長	給与の支払	ム者の CRA	APE株式会社		キノシタ ヨシオ	記載のしかたはこちら	
	名 称 (氏	名) (1)		(フリガナ)			++ == ==
	給 与 の 支 払 法 人 番	4 者の *ご		あなたの氏名	木下 喜雄	163.00	、基・龀・肵ノ
		B 2 0	0 1 0 9 0 1 0 4 9 7 8 4		the Lebestian Committee of the Committee		
税務署長	■給与の支払	4 者の東	京都世田谷区北沢	あなたの住所	東京都世田谷区北沢4-15-8		
税務署長	所在地(台	王 所) [2-]	11-15 ミカン下北A街区4F	又 は 居 所		し国際際語	

~記載に当たってのご注意~

- ◎ 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。 1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計 所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」 の順に記載してください。
- 2 上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません。)。
- ◎ 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が80万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆給与所得者の基礎控除申告書◆



◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆

- ○「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)~(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①~④に該当しない場合は、配偶者控除及び 配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

()1 - 13 - 1 -)	配	偶	者	の	個	人	番	:	号	配	偶	者	の	生	年	1	月	日
(フリガナ) 配偶者の氏名							ı		l	明·大昭·平			年			月		目
	あ異	なたる	と 場合	偶 者 の 配 個	の住房	f 又 住 所	は居又は	所が居り	jš 厅	非 居 で あ る	住配偶	者者	生	計 を	- 13	ナ	るる	事 実

0	配	偶者	· の7	本 年	三中の	合計所行	导金額	の見利	責額の計	算									
	所(得 (か	種	類	収	入	金	額	所	得	金	額				以下かつ年齢70歳以上		配
										(裏面「4	(1)」を参照				aleit		1.1以前生) 空除対象配偶者に該当》	(1)	偶者
(1)	Á	給	与 〕	听	得				円				円	1	判	□ 48万円.	以下かつ年齢70歳未満	(2)	控除
(2)	¥	合与	所得	引	外			/		(裏面「4	(2)」を参照				定	□ 48万円	超95万円以下	(3)	配偶者特
		の所行					_						円			□ 95万円;	超133万円以下	(4)	別控除
	配偶: ((1)と	者の: : (2) (本年の合	中の計額	の合計) i)	听得金額	の見積	額		*			円			区分Ⅱ	(L	. の①~ ④き	記載)
$\overline{}$	4-m:	[/_\dagger_	i n =	1.22	ŕ														

	0	控	除額の記	 算				۸							·· <u> </u>	
								区分	П					A C	偶者控除の額	_
				0	(0)	④(上記「	配偶者の本	年中の合計	所得金額の	見積額((1)	と(2)の合語	計額)」(*月	印の金額))			
			(1)	2	3	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下		115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下	=	円 国者特別控除の報	
	区	Α	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	HCT	1日付別性除り後	=
•	分	В	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円		F.]
	Ι	С	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円		の「控除額の計算」の ままに記載してください	
	摘	要	配偶	者控除				配偶	者特別	リ控 除						

◆所得金額調整控除申告書◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

- 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください(該当者が複数人いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません。)。
 - なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。
- 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

	□ あなた自身が特別障害者	(右の★欄のみを記載)		☆	
要	□ 同一生計配偶者 ^(注) が特別障害者	(右の☆欄及び★欄を記載)		扶養	同一生
件	□ 扶養親族が特別障害者	(右の☆欄及び★欄を記載)		親族	
Ľ	□ 扶養親族が年齢23歳未満(平13.1.2以後生)	(右の☆欄のみを記載)		等	
		. A company to a task to the second	· •		

٨	(フリガナ)	左	記	の	者	の	個	人	番	号	左記の者	の生年月	日
₹ 夫 蹇	同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	1	ı	1		ı	I		ı	ı	明·大·昭 平·令	年 月	日
見			あ な 異な	たとえる場合	左記のたる	者の記の者	住所りの住	スは居 アスは	所 が居 所		左 記 の 者 の あなたとの続柄	左 記 の 者 所得金額()	の合計 見積額)
医													円

*	特別障害者に該当する事実
特	(裏面「3-24)」を参照)
別	
障	
害	
者	
1	□扶養控除等申告書のとおり

(注) 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

◆給与所得者の基礎控除申告書◆ -

1-1 申告についてのご注意

- この申告書は、年末調整において基礎控除の適用を受けようとする場合に、令和5年の最後に給与の支払を受ける日の前日まで こ、給与の支払者(2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合には、主たる給与の支払者(「扶養控除等申告書」を提出 した給与の支払者))に提出してください。
- (2) あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円を超える場合には、基礎控除の適用を受けることができません。
 - (注) あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が2,000万円を超える場合には、年末調整は行われません。

1-2 記載についてのご注意

- 「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表の各欄の記載に当たっては、「4 合計所得金額の記載についてのご注意」 をご参照ください。
- 2 「あなたの本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)」欄により計算した合計所得金額の見積額に基づき「判定」欄に チェックを付け、その該当する控除額(48万円、32万円又は16万円)を「基礎控除の額」欄に記載してください。 なお、「判定」欄にチェックを付けた項目が(A)~(C)に該当する場合は、その該当する区分(A~C)を「区分Ⅰ」欄に記載 してください(「配偶者控除等申告書」を記載する必要が無い場合は、「区分Ⅰ」欄の記載は必要ありません。)。

◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆

2-1 申告についてのご注意

-) この申告書は、年末調整において配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする場合に、令和5年の最後に給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者(2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合には、主たる給与の支払者(「扶養控 除等申告書」を提出した給与の支払者))に提出してください。
- (2) あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合又はあなたの配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万 円(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が2,015,999円)を超える場合には、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるこ とができません。
 - (注) あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が2,000万円を超える場合には、年末調整は行われません。
-) あなたの配偶者が、あなた以外の所得者の扶養親族とされる場合、青色事業専従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業 専従者に該当する場合には、配偶者将除又は配偶者特別将除の適用を受けることができません。
- 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません。 非居住者(注) である配偶者に係る配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「非居住者である配偶者」欄に○印 を付け、「生計を一にする事実」欄に本年中にその配偶者に送金等をした金額の合計額を記載するとともに、その配偶者に係る「親族関係書類」は2を関係書類」は3をこの申告書に添けしてください(その配偶者に係る「親族関係書類」を1株養2的余等申告書」に添けし給与の支払者に掲出している場合には、この申告書に「親族関係書類」を添けする必要はありません。)。なお、「親族関係書類」又は「送金関係書類」が外国語により作成されている場合には、訳文も添けする必要があります。
 - (注) 1 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない個人をいいます。
 - 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者であることを証するものをい
 - 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその配偶者の旅券(パスポート)の写し
 - 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(その配偶者の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるもの に限ります。)
 - 3 「送金関係書類」とは、次の書類であなたがその非居住者である配偶者の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要 の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。
 ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたからその配偶者に支払をしたことを明ら
 - かにする書類
 - ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示 してその配偶者が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額をあなたから受領したこと を明らかにする書類

2-2 記載についてのご注意

- 「配偶者の個人番号」欄には、配偶者のマイナンバー(個人番号)を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー (個人番号) の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- 2) 「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表の各欄の記載に当たっては、「4 合計所得金額の記載についてのご注意、2 で変照ください。) 「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額 」欄により計算した合計所得金額の見積額に基づき「判定」欄にチェックを付け、その該当する区分(1)へ④)を「区分1」欄に記載してください。
- 「基礎控除申告書」の「区分 I 」欄(A~C)及び「配偶者控除等申告書」の「区分 II 」欄(①~④)にそれぞれ記載した区分 「控除額の計算」の表に当てはめて求めた控除額を「配偶者控除の額」欄又は「配偶者特別控除の額」欄に記載してください。

一 ◆所得金額調整控除申告書◆ -

3-1 申告についてのご注意

- この申告書は、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に、令和5年の最後に給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者(2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合には、主たる給与の支払者(「扶養控除等申告書」 を提出した給与の支払者))に提出してください。
- あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合には、所得金額調整控除の適用を受けることができません。 (注) あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が2,000万円を超える場合には、年末調整は行われません。
- (3) あなた以外の所得者の所得金額調整控除の適用において、次のイ、ロ又はハに該当する特別障害者(部)又は年齢23歳未満(平13.1、2以後生)の人とされた人であっても、あなたの所得金額調整控除の適用において、次のイ、ロ又はハに該当する特別障害者又は年齢23歳未満の人とすることができます。
- イ あなた自身が特別障害者
- ロ 同一生計配偶者(注2)又は扶養親族(注3)が特別障害者
- ハ 扶養親族が年齢23歳未満
- (注) 1「特別障害者」とは、次のいずれかに該当する人をいいます。
 - 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人

 - 精神保健指定医などから重度の知的障害者と判定された人 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のうち、障害等級が1級の人

 - 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人のうち、障害の程度が1級又は2級の人 戦傷病者手帳の交付を受けている人のうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人
 - 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人 常に就床を要し、複雑な介護を要する人

- ⑧ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上(昭和34年1月1日以前生)の人で、その障害の程度が①、②又は①に該当
- ・ 情に大いる。中に保持している。「中間が発生、特別にの区長や福祉事務所長の設定を受けている人 2 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専 従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が108万円 以下)の人をいいます。
- 3 「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族 (配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専 従者を除きます。) で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が108万円 以下)の人をいいます。
- なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。
- (4) 年末調整における所得金額調整염除の額については、主たる給与の支払者(「扶養控除等申告書」の提出を受けた給与の支払者) が計算することになります(最大15万円)。

3-2 記載についてのご注意

- 「要件」欄の該当する項目にチェックを付けてください(2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つにチェックを付けてく (1)
-) 「実件」欄が深ヨッな宝月にノエノノをいった。 ださい。)。 ・ 「☆状養親族等」欄の「左記の者の個人番号」欄には、特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族又は年齢23歳未満である扶養親族のマイナンバー(個人番号)を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー(個人番号)の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。 ・ 「☆状養親族等」欄の「左記の者の合計所得金額(見種額)」欄の記載に当たっては、「4 合計所得金額の記載についてのご注意」 (2)
-) 「★特別障害者:欄の「特別障害者に該当する事実」欄には、障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(障害の等級)などの特別障害者に該当する事実を記載してください(特別障害者に該当する人が「扶養控除等申告書」に記載している特別障害者と同一である場合には、特別障害者に該当する事実の記載に代えて「扶養控除等申告書のとおり」にチ ェックを付けることで差し支えありません。)。

各申告書の合計所得金額について -

合計所得金額の記載についてのご注意

「基礎性除申告書」の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表の各欄、「配偶者控除等申告書」の「配偶者の本年中の合計所得金額の計算」の表の各欄の記載に当たっては、次の事項にご注意ください。
なお、「所得金額調整控除申告書」の「☆扶養親族等」欄の「左記の者の合計所得金額(見積額)」欄については、次の(1)と(2)の合

計額を記載してください。

(1) 給与所得

- ることとなります。 3 「所得金額」欄には、次の【給与所得の金額の計算方法】により求めた給与所得の金額を記載してください。なお、所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合は、求めた給与所得の金額からそれらの控除額を控除してください。 ※ 所得金額調整控除の計算については、次の【所得金額調整控除の額の計算方法】をご参照ください。 ※ 特定支出控除の計算については、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】のタックスアンサー「給与所得者の特定支出性控除」をご参照ください。

【給与所得の金額の計算方法】

給与所得の金額は、給与の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とされており、次の表により求めた金額となります。

14 2/2/14 - 2 TEBY OF 14 2 100 (TEB) 04 2/4 2	//
給与の収入金額(@)	給与所得の金額
1円以上 550,999円以下	0円=所得金額
551,000円以上 1,618,999円以下	(②)-550,000円=所得金額
1,619,000円以上 1,619,999円以下	1,069,000円=所得金額
1,620,000円以上 1,621,999円以下	1,070,000円=所得金額
1,622,000円以上 1,623,999円以下	1,072,000円=所得金額
1,624,000円以上 1,627,999円以下	1,074,000円=所得金額
1,628,000円以上 1,799,999円以下	①:(②)÷4(千円未満切捨て)=(⑤) ⇒ ②:(⑥)×2.4+100,000円=所得金額
1,800,000円以上 3,599,999円以下	①:(②)÷4(千円未満切捨て)=(⑤) ⇒ ②:(⑥)×2.8-80,000円=所得金額
3,600,000円以上 6,599,999円以下	①:(②)÷4(千円未満切捨て)=(⑤) ⇒ ②:(⑥)×3.2-440,000円=所得金額
6,600,000円以上 8,499,999円以下	(②)×90%-1,100,000円=所得金額
8,500,000円以上	(②)-1,950,000円=所得金額

【所得金額調整控除の額の計算方法】

次の①又は②に該当する場合は、それぞれ次の①又は②の算式により計算した所得金額調整控除の額(①と②の両方に該当する場合は、それらの合計額)が、その年分の給与所得の金額から控察されます。
※ 所得金額調整控除の額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。
① あなたの本年中の給与の収入金額(2以上の給与の総額)が800万円を超え、「3-1 申告についてのご注意」の③のイ、ロ又

はハに該当する場合 [算式]

(給与の収入金額^(**)-850万円) ×10% ※ 1,000万円を超える場合は、1,000万円

) あなたの本年中の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、それらの合計額が10万円を超える場合 [算式]

舞り 給与所得控除後の給与等の金額 ^(※)+公的年金等に係る雑所得の金額 ^(※)-10万円 ※ 10万円を超える場合は、10万円

② 給与所得以外の所得の合計額 「所得金額」欄には、給与所得以外の所得の合計額を記載してください。なお、この給与所得以外の所得の合計額には源泉分離課税が適用される利子や、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等などは含まれません。詳しくは、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】にこの様式と併せて掲載している「給与所得以外の所得の種類等」をご参照ください。

131001 / 0001 木下 喜雄

